

アンテナショップ催事出展支援金交付要領

1 趣旨

この要領は、鳥取県内の小規模事業者が、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」（以下「アンテナショップ」という。）において、出展販売及び催事出展（以下、「出展」という。）する際の支援金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 制度の目的

アンテナショップに出展し、商品の販売・宣伝及び消費者ニーズを把握することによって販路の拡大や商品開発・改良に役立てようとする県内事業者の活動に対して、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」等催事出展等支援金（以下「支援金」という。）の交付を行うものとする。

3 支援金の交付

(1) 交付の対象となる者

食品製造事業者、生産加工グループ、民芸事業者等の小規模事業者

[小規模事業者とは]

中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者）」と同等程度の事業者

※「県が認める公的団体」は、交付対象者に該当しないものとする。

※アンテナショップの出展について、他に国・県・市町村等から補助を受けている場合は、交付対象者に該当しないものとする。

※社員（臨時に雇用する職員を含む）を鳥取県内から派遣する場合に限るものとする。

(2) 支援金の上限人数

1催事あたり2名までとする。

ただし、1催事に複数の事業者が出展する場合は1事業者1名までとする。

※複数の催事に続けて実施する場合は、催事日数は通算するものとし、それに応じた支援金を交付する。

(3) 支援金交付の上限回数

1事業者あたり年4回まで

(4) 交付額（1名分）

催事日数	1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	7日間
交付額	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円	55,000円	60,000円

(5) 支払方法

支援金は、別に定める「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ 催事スペース利用要領」の催事スペース利用実績報告書（様式3号）または「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ プロモーションゾーン利用要領」のプロモーションゾーン利用報告書（様式第3号）に基づき、催事終了後に指定口座に振り込むものとする。なお、振込み料は出展者が負担するものとする。